

# 食品安全委員会第 332 回会合議事録

1 . 日時 平成 22 年 5 月 20 日 ( 木 ) 14:00 ~ 14:25

2 . 場所 委員会大会議室

## 3 . 議事

- ( 1 ) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
  - ・ 添加物 2,6 - ジメチルピリジン( 厚生労働省からの説明 )
- ( 2 ) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について
  - ・ 添加物「ピペリジン」に係る食品健康影響評価について
  - ・ 動物用医薬品「豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン ( エンテリゾール イリアイティス TF、同 FC、同 HL、同 HC ) 」に係る食品健康影響評価について
- ( 3 ) 農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて
- ( 4 ) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 ( 平成 22 年 4 月分 ) について
- ( 5 ) その他

## 4 . 出席者

( 委員 )

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

( 説明者 )

厚生労働省 依木基準審査課長

( 事務局 )

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

## 5 . 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「2,6 - ジメチルピラジン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について ピペリジン
- 資料 2 - 2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン（エンテリゾール イリアイティス TF、同 FC、同 HL、同 HC）
- 資料 3 農薬にあって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（案）
- 資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 22 年 4 月分）について

## 6 . 議事内容

**小泉委員長** ただ今から、第 332 回「食品安全委員会」会合を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から俵木基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第 332 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

**西村総務課長** それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第の紙の外に資料 1 - 1「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2「『2, 6 - ジメチルピリジン』の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」。

資料 2 - 1「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2 - 2「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全委員会第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（案）」。

資料 4「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 22 年 4 月分）について」。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

**小泉委員長** よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

( 1 )食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

**小泉委員長** 最初に「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣から 5 月 13 日付けで添加物 1 品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の俵木基準審査課長から説明をお願いいたします。

**厚労省・俵木基準審査課長** ありがとうございます。それでは、お手元の資料 1 - 2 を御覧ください。本日御評価をお願いいたしますのは、国際汎用香料の一つであります 2, 6 - ジメチルピリジンでございます。御承知のとおり、JECFA での安全性評価が終了いた

しまして、かつ米国、EU 諸国等で広く使用が認められているものにつきまして、順次、厚生労働省で資料の収集を進めてきているところでございます。この 2, 6 - ジメチルピリジンにつきまして、資料が整いましたので、御評価をお願いするものでございます。

本剤でございますが、表にございますように、通常の食品に含まれております香料でございまして、紅茶、ウイスキー等に存在する成分ということでございます。海外における使用状況でございますが、欧米ではスナック菓子等、さまざまな加工食品に香料として使用されているということでございます。いつもどおり食品健康影響評価をいただきましたら、私ども薬事・食品衛生審議会におきまして、食品添加物としての指定及び成分規格または使用基準につきまして、設定を検討していく予定にしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容について、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。俵木課長、どうもありがとうございました。

## ( 2 ) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

**小泉委員長** それでは、次の議事に移ります。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。まず添加物 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

**北條評価課長** それでは、資料 2 - 1 に基づいて御説明いたします。添加物ピペリジンの評価書でございます。

2 ページの「審議の経緯」に記載がございましたように、今回の評価の要請につきましては、本年 3 月に厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。評価書(案)につきましては、本年 4 月 8 日から 5 月 7 日まで国民からの御意見、情報の募集が行われました。

結果でございますが、最後のページに記載がございましたように、期間中に御意見、情報はございませんでした。したがって、専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

**小泉委員長** ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

**小泉委員長** 続きまして、動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

**北條評価課長** 資料2-2に基づいて御説明いたします。動物用医薬品豚増殖性腸炎乾燥生ワクチンの評価書でございます。

2ページの「審議の経緯」に記載がございますように、2010年2月に農林水産大臣より製造販売の承認に係る食品健康影響評価について、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。評価書(案)につきましては、4月8日から5月7日まで国民からの御意見、情報の募集を行っております。

結果でございますが、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見、情報はございませんでした。したがって、このものにつきましても専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上です。

**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見がございましたらお願いいたします。ないですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて

**小泉委員長** 次の議事に移ります。「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」です。先週の第331回委員会会合におきまして、厚生労働省よりピリメタニルについて評価要請があった際に、本剤は複数の用途がある物質であるため、今後、委員会において付議すべき専門調査会について早急に検討することとしておりました。このピリメタニルのように農作物の収穫後に添加物としても使用される農薬が諮問された場合の取扱いについて、事務局から(案)の説明をお願いいたします。

**北條評価課長** 資料3に基づいて御説明いたします。今回の対象でございます、いわゆるポストハーベスト農薬でございますけれども、国際的には専ら農薬として取り扱われているものでございます。一方で我が国におきましては関係法令、具体的に申し上げますと食品衛生法あるいは農薬取締法というものに基づきまして、農薬としてのほか、添加物としての規制も受けているという状況でございます。このためにいわゆるポストハーベスト農薬につきまして、評価の要請が行われる場合には、農薬に係る食品健康影響評価の要請と添加物指定に係る食品健康影響評価の要請がセットになって食品安全委員会に評価要請が行われることとなっております。

このものの取扱いの考え方でございますけれども、収穫後に使用される農薬ということで、収穫前に使用される場合よりも食品中におきます残留量が多く、より高用量の暴露の可能性もあることが考えられるということで、より慎重な安全性の評価が求められているところでございます。

農薬専門調査会におけます評価の要請の際、提出されるデータセットでございますけれども、このものと添加物の評価の要請の際に求められておりますデータセットは若干違いがございます。添加物としての評価の際に求められているデータセットのほかに、農薬専門調査会で評価を行う際には、例えば植物体内運命試験あるいは土壌中運命試験などのデータも含まれているという点がございます。

そのような関係から、基本的には農薬専門調査会におきまして評価を行うことを基本といたしまして、もう一つ、より慎重な安全性評価も必要であるという観点を考慮いたしまして、資料3に記載がございますような取扱いにさせていただきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、農薬専門調査会に添加物専門調査会の専門委員のうち、医学あるいは薬物動態学を専門とされる先生方をお招きいたしまして、調査審議を行っていただきまして、農薬専門調査会としての評価書をまとめるという取扱いにしてはどうかという案でございます。

若干事務的な話でございますが、その際には審議に参画いただきました添加物専門調査会の専門委員のお名前を評価書に付記するという取扱いでございます。このような取扱いをすることによりまして、本年平成 22 年度の食品安全委員会運営計画にもございますように、複数の専門調査会にまたがる案件についての審議の効率化も図られるという効果もあると考えているところでございます。

以上資料 3 にまとめておりますが、まずこの取扱いの対象といたしましては、農作物の腐敗・変敗の防止を目的として収穫後に使用される農薬。これを対象とすることとし、1 として「委員会は、調査審議を農薬専門調査会に行わせることとする。その際、通常の農薬の調査審議以上に慎重に安全性評価を行うため、食品安全委員会専門調査会運営規程第 5 条第 3 項に基づき、添加物専門調査会の専門委員のうち適当な者に対し、専門調査会に出席を求めることとする」。

2 といたしまして、「委員会は、調査審議に参画した添加物専門調査会の専門委員の氏名を、評価書に付記することとする」。このような案とさせていただいております。

御説明は以上でございます。

**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項などについて、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何か御意見はございませんか。この添加物の取扱いというのは、我が国だけなのですね。

**北條評価課長** そのように聞いております。

**小泉委員長** そういった関係で、このような取扱いを決めなければいけない状況になっているのですけれども、何か御意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、このようなものにつきましては、通例は農薬として取り扱われるものですが、食品衛生法では添加物として位置づけられておりますので、より慎重な安全性評価が求められると考えます。ついては資料 3 のとおり、取扱いの案を決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 それでは、先週評価の要請のあったピリメタニルにつきましては、この取扱いに従い、農薬専門調査会において審議することとし、その際には添加物専門調査会の専門委員のうち、適当な委員に調査会に御出席いただくことといたします。

(4) 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成22年4月分)について

小泉委員長 次の議事に移ります。「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成22年4月分)について」です。事務局から報告をお願いいたします。

小野勸告広報課長 それでは、資料4に基づきまして御報告いたします。食の安全ダイヤルに寄せられた質問等(平成22年4月分)でございます。

問い合わせの件数は、42件ございました。ちなみに前月の3月は51件ございました。

内訳ですけれども「食品安全委員会関係」で4件、「食品の安全性関係」で10件、「食品一般関係」で24件、「その他」が4件となっております。

主なものとして、2ページ目に表を示してございます。22年4月はDAGの関係で2件、大豆イソフラボンの関係で2件、これを合わせて42件ございました。

3ページ目のQ&Aの資料を用意してございます。今月は食肉による食中毒を防ぐためには、どのようなことに注意すればいいですかという質問です。食肉には、牛肉では腸管出血性大腸菌O157など、鶏肉ではカンピロバクター、サルモネラが付着している可能性があり、生あるいは十分に加熱しない状態で食べると食中毒を引き起こす場合があります。

食品安全委員会ではカンピロバクターにつきましては、昨年、評価書を作成して公表したところでございます。また、腸管出血性大腸菌につきましては、本年4月に科学的知見の収集を行い、その情報を整理したリスクプロファイルを改訂したところでございます。

食中毒防止のため、肉、レバーなどの内臓の生食を避けるということ、焼く場合でも中心部まで75以上の加熱調理をするということをホームページ上で注意喚起をしているところでございます。

また、暖かくなりまして、戸外で活動する機会が増える季節、バーベキューとか焼肉とか外で楽しむ方もいらっしゃいます。その際の注意点として、肉は購入後、低温保存に努めて細菌の増殖を防ぐということ、調理の際は中心部まで十分加熱するという、生肉



を扱ったトングや箸、細菌が移る場合がありますので、直接サーブするものについては使わずに、サラダの例を挙げていますが、そういったものを使って直接食べる方に出すことをしないということが注意点となっております。

また、乳幼児、お年寄りが食中毒にかかった場合には、重い症状になることがありますので、肉を焼く場合でも周りの方がちゃんと生焼けでないかどうか注意することが大切です。

参考として、食品安全委員会が出している注意喚起の資料等をリンクとして張り付けてあります。

説明は以上でございます。

**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。畑江さん、御専門なので何か追加発言はありませんか。

**畑江委員** 鶏肉はカンピロバクターだけではなくてサルモネラの可能性もありまして、特にサルモネラが75 1分ということですが、カンピロバクターはもうちょっと低い温度でも長時間加熱すればいいと評価書に書いてありましたけれども、75 1分間を守ればよいと思います。

**小泉委員長** 科学的には75 1分ですか。それは見ていてもわからないので、どんな状況になったら75 1分と考えられるのですか。

**畑江委員** それはホームページに写真が載っているので御覧ください。

**小泉委員長** そういう状況はおいしい状態ですか。

**畑江委員** 必ずしもそうとはいえませんが、しかし、体調にもよりますが、出来るだけ安全な方法を選ぶべきだと思います。特に子供や高齢者には注意が必要です。

**小泉委員長** わかりました。外に御意見はございませんか。どうぞ。

**野村委員** この資料の上の方に「 食品安全委員会関係」で「広報・ホームページ・メールマガジン」が3件とありますが、これは大体どういう内容のものか教えていただけますか。

**小野勤告広報課長** 今回の問い合わせでは、ホームページの関係で申し上げますと、ホームページで自分の欲しい情報を探しにくいということで、特に自ら評価の項目はどこにあるのかという質問で、これについてはホームページ上で誘導してお答えしております。

**小泉委員長** よろしいですか。外にございませんか。消費者庁ができてから8か月以上になりますけれども、この安全ダイヤルに寄せられる質問等に何か変化がございましたでしょうか。

**小野勤告広報課長** 1ページ目で申し上げますと「 食品一般関係」が表示や衛生管理関係の分類でございまして、ここにつきましては消費者庁ができた後に、向こうの方がかなり件数が多いものですから、そちらの方に問い合わせが回っている部分があるのではないかと思います。傾向からいいますと若干少なくなっているとは思いますが、まだ詳しい分析は難しいかと思えます。

**小泉委員長** ありがとうございます。外に何か御意見はございませんか。いまだに表示の関係の質問が多いということで、我々の役割分担がまだまだ浸透していないのではないかという気もいたしますけれども、表示については、少しは減っているということですか。

**小野勤告広報課長** 表示を含めて、恐らく のところだと思いますが、傾向から見て去年の8月より前と9月以降を比較すると、トータルで10件弱くらい月平均で少なくなっています。そのくらいのオーダーで件数が推移しているという状況のようです。

**小泉委員長** ありがとうございます。外によろしいでしょうか。  
それでは、外に議事はございませんでしょうか。

**西村総務課長** 外はございません。

小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合につきましては、5月27日木曜日14時から開催を予定しております。また、来週26日水曜日10時から、器具・容器包装専門調査会生殖発生毒性等に関するワーキンググループが公開で開催される予定となっております。

少し先ですが6月9日水曜日14時から、当委員会の中会議室で欧州委員会のフードチェーン安全局ユニット次長のルイ・カバレイロ・アゼベド博士をお招きいたしまして、「食品分野におけるナノテクノロジーの今 - 欧州の動き - 」に関する委員会主催のセミナーを開催いたします。参加の申し込み方法など詳細につきましては、食品安全委員会のホームページに掲載しておりますし、また本会場の隣の展示コーナーにも御用意しておりますので、御覧いただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第332回「食品安全委員会」会合を閉会といたします。どうもありがとうございました。